

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9（3）ウに記載の通り、入札書の日付は実際の提出日（令和7年1月22日まで）を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となります。弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		切替時に契約電力が500kW以上の場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	契約電力は仕様書に記載のとおりです。 協議のうえ電力切替え手続きに必要な情報のみ、資料提供することは可能です。
4		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
5		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		現在の計量日は1日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質問	回答
7		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電気料金の計算は、入札公告1(5)履行場所に記載の需要場所単位で問題ありません。また、需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。
8		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）	お見込みのとおりです。複数から支払われるということはありません。
9		請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 （基本料金単価×契約電力）+力率割引・ 割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	基本料金の算定は、契約書第10条第2項に記載のとおりです。
10		自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
11		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
12		入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
13		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。

番号	仕様書頁等	質問	回答
14		当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。
15		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。
16		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
17		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおり、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金としてください。再生可能エネルギー発電促進賦課金及び契約単価は、お見込みのとおりです。
18		当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天候などの契約要綱の変更、あるいは法制度変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかつたものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
19		市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電力料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、不可となります。

番号	仕様書頁等	質問	回答
20		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
21		弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
22		入札付属書に記載する基本料金（1）、電力量料金月額（2）の端数処理に指定ありますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他（3） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（3）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (4)	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書記載の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書9（3）エ（注）2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	入札説明書4 (4)	入札に参加する者に必要な資格として、競争入札参加資格4（4）「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受け付けていないこと」と定められていますが、仮に入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となつた場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか） 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。
6	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

番号	仕様書頁等	質問	回答
7	入札説明書9(11)	<p>供給期間中において燃料費等調整を行わない(燃料費等調整額を請求しない)メニューでの応札は可能でしょうか。</p> <p>(上記が可能の場合) 現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。</p> <p>一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される(燃料費等調整自体がない場合もある)ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースを考えられます。</p> <p>そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参考する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。</p> <p>また、入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含みません。なお、燃料費等調整額を各社独自の方法で算定することはできません。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1.		<p>現供給者を教えてください。 (切替時に必要となります。)</p> <p>最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。</p>	<p>バンプーパワートレーディング合同会社です。</p> <p>最終保障契約ではありません。</p>
2.		初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設ですか。	新電力に初回切替する施設ではありません。
3.		現在の計量日は、仕様書に記載の通り 1 日で間違いないですか。	計量日は毎月 1 日です。
4.		現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますか、ご容赦いただけますか。	問題ありません。
5.		計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。 (例: 使用期間が3/1~3/31の場合、計量日は4/1 0:00)	問題ありません。
6.		<p>仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。その場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えていただけますでしょうか。</p> <p>また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。</p> <p>変更が供給開始日に間に合わない場合は、契約電力を変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>現在の契約電力は仕様書のとおりです。仕様書と現在の契約電力が異なることはありません。</p>
7.		蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	問題ありません。
8.		弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃 料費等調整額それぞれ錢未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますますがよろしいですか。	電気料金の算定は、契約書第10条に記載のとおりです。

9.		電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 (例： 庁舎〇〇円、 売店〇〇円等)。 あると回答の場合は、 分担数を教えてください。 また分担後の支払額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、 分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	支払請求書の分割発行を求めることがありません。
10.	契約書（案） 第8条	「受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、 発注者の指定する職員等の検査を受けなければなりません。」とありますが、 弊社では送配電事業者からの検針データを受領後に請求書を作成しております。そのため、事前の報告、検査等は行っておりませんがご了承いただけますか。	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
11.	入札説明書 9（11）	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式のことであり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇〇円）を固定するお願いではありません。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、協議後、供給期間中は算定諸元を用いることは可能です。
12.		供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うことになりますがよろしいでしょうか。	契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
13.		地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。

1 4.	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
1 5.	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	契約期間中、施設の閉鎖や移転の予定はありません。
1 6.	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	1年未満で契約を廃止する予定はありません。1年に満たないで契約を廃止する場合、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
1 7.	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されていることがありましたら、工事内容を教えてください。	令和7年度に受変電設備更新に伴う引き込み位置の変更、仮設受変電設備の設置を予定しています。
1 8. 仕様書（事故・災害時の電力の確保）	「電力供給側の事故や災害により、広島市旭町ポンプ場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。」と記載がございますが、事故等により電気の供給が停止した場合は、小売り電気事業者ではなく、実際に送配電業務を担う中国電力ネットワーク株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。 仕様書の事故・災害時の電力の確保については、上記のとおりの対応でご了解いただけますでしょうか。	問題ありません。

19.	入札説明書 11 (4) ア	<p>「落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。」とありますが、5日以内の取り交わしとは、契約書に両者の記名押印まで完了するという意味合いになりますでしょうか。弊社落札の場合、5日以内の締結が難しいと思われますため期日の延長は可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。</p>
20.	入札書記載例 の備考	<p>入札書記載例の備考欄に記載の（参考履行期間の予定総額）について、小数点以下第2位までの金額表示となっておりますが、入札付属書では小数点未満の端数切り捨てとなるため、小数点以下の記載は不要でよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
21.		<p>開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定期限を教えていただけますか。</p>	<p>広島市ホームページで、落札結果を総価のみ公表します。落札者以外に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 4

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	バンプーパワートレーディング合同会社です。計量日は毎月 1 日です。
2		各施設について、自動検針装置はついていますか。	自動検針装置はついています。
3		各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力はありません。
4		入札書に記載する日付は作成日でよろしきお見込みのとおりです。 いでしょうか。	
5		入札額の算定時の力率について、力率 100 %で算定してよろしいでしょうか。(力率割引)を考慮する	お見込みのとおりです。
6		入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込です。
7		入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	入札説明書 9 (3) エ注 2 ただし書きに記載のとおりです。
8		弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	問題ありません。
9		お客様にはお客様専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	Webからダウンロードし印刷した物が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。
10		発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

1 1	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 2	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 3	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。(長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 4	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 5	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	支払請求書の分割発行を求めるはありません。
1 6	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
1 7	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 8	弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 9	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。

2 0	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。</p>																								
2 1	<p>当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかつたものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。</p>																								
2 2	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。</p>	<p>契約電力変更の予定はありません。</p>																								
2 3	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約締結前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、協議の上、契約電力を定めることとなります。</p>																								
2 4	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：○○kW 最大需要電力実績：2024年1月 ○○kW</p>	<p>契約電力：1, 200 kW 最大需要電力実績：</p> <table> <tbody> <tr><td>2024年 1月</td><td>557 kW</td></tr> <tr><td>2024年 2月</td><td>619 kW</td></tr> <tr><td>2024年 3月</td><td>655 kW</td></tr> <tr><td>2024年 4月</td><td>684 kW</td></tr> <tr><td>2024年 5月</td><td>847 kW</td></tr> <tr><td>2024年 6月</td><td>919 kW</td></tr> <tr><td>2024年 7月</td><td>1, 087 kW</td></tr> <tr><td>2024年 8月</td><td>602 kW</td></tr> <tr><td>2024年 9月</td><td>857 kW</td></tr> <tr><td>2024年 10月</td><td>1, 075 kW</td></tr> <tr><td>2024年 11月</td><td>1, 106 kW</td></tr> <tr><td>2024年 12月</td><td>175 kW</td></tr> </tbody> </table>	2024年 1月	557 kW	2024年 2月	619 kW	2024年 3月	655 kW	2024年 4月	684 kW	2024年 5月	847 kW	2024年 6月	919 kW	2024年 7月	1, 087 kW	2024年 8月	602 kW	2024年 9月	857 kW	2024年 10月	1, 075 kW	2024年 11月	1, 106 kW	2024年 12月	175 kW
2024年 1月	557 kW																									
2024年 2月	619 kW																									
2024年 3月	655 kW																									
2024年 4月	684 kW																									
2024年 5月	847 kW																									
2024年 6月	919 kW																									
2024年 7月	1, 087 kW																									
2024年 8月	602 kW																									
2024年 9月	857 kW																									
2024年 10月	1, 075 kW																									
2024年 11月	1, 106 kW																									
2024年 12月	175 kW																									

25	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書に記載の契約電力で契約となります。
26	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
27	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
28	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますですがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。
29	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	建築・増築にかかる移転はありません。
30	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	令和7年度に受変電設備更新に伴う引き込み位置の変更、仮設受変電設備の設置を予定しています。
31	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただけをご了承いただけますでしょうか。	契約開始後及び契約開始直後の質問については、契約開始後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
32	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	広島市ホームページで、落札結果を総価のみ公表します。落札者以外に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
33	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	現契約者との協議のうえ、電力切替え手続きに必要な情報のみ、情報提供することは可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 5

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 9(4)ア	「～第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。」との記載がございますが、2回目、3回目の入札について辞退する場合は2回目の入札書の金額欄に「辞退」と記載した入札書を提出すればよろしいでしょうか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
2	入札附属書	基本料金及び電力量料金の端数処理に指定はございますでしょうか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
3	入札附属書	入札附属書には代表者印は不用との理解でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		契約電力は現在の契約も「1, 200kW」であるとの理解でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。